Toyokawa
Kozakai
豊川市・小坂井町合併協議会
特集号
小坂井地域版
2009年11月

合併協議会だより

● 平成22年2月1日から、豊川市と小坂井町は、新「豊川市」としてスタートします。

合併協議会だより特集号では、11月と12月の2回に分けて、皆さんに手続きのご案内や支所の業務などについてお知らせしていきます。

今回の合併協議会だよりでは、合併に伴い、皆さんの住所の表示が変更されることから、皆さんがお持ちの免許証・許可証・証明書などの住所変更手続きの必要性などについてお知らせします。手続きを必要とするものは、ほとんどありませんが、必要な場合もありますので、詳細については、それぞれの問い合わせ先にご確認ください。

※仮に手続きが必要な場合であっても、いずれも合併日の2月1日以降でないと手続きはできませんのでお間違えのないようにお願いします。

合併後の町名・住所表示

平成 22 年 2 月 1 日から次のとおりとなります。

豊 川 市 ⇒ 変更ありません。

小坂井町 ⇒ 原則として「大字」及び「字」を削除するとともに、大字名を町名とします。
ただし、美園については、「町」をつけません。
（例）宝飯郡小坂井町大字伊奈字新屋 97 番地 2 → 豊川市 伊奈町新屋 97 番地 2
宝飯郡小坂井町 美園三丁目 1 番地 28 → 豊川市 美園三丁目 1 番地 28

合　併　前（△△は字名）	合　併　後（△△は字名）
宝飯郡小坂井町大字小坂井字△△	豊川市小坂井町△△
宝飯郡小坂井町大字宿字△△	豊川市宿町△△
宝飯郡小坂井町大字篠束字△△	豊川市篠束町△△
宝飯郡小坂井町大字平井字△△	豊川市平井町△△
宝飯郡小坂井町大字伊奈字△△	豊川市伊奈町△△
宝飯郡小坂井町美園	豊川市美園

■住所表示変更証明書

合併に伴う住所表示の変更に関する証明書を平成 22 年 2 月 1 日から、新市（支所など）で無料で交付します。
住所変更の手続きの際に、証明書が必要な方は、平成 22 年 2 月 1 日以降にお申し出下さい。

郵便番号は？

変更ありません。

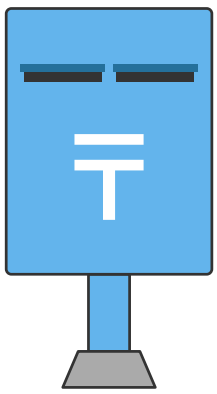

電話番号は？

変更ありません。

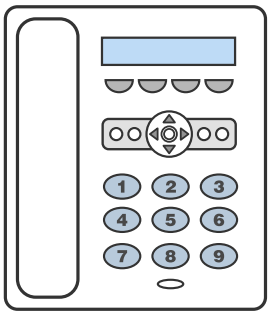

新しい住所表示に伴う手続きのご案内

合併後の住所変更に伴う手続きは、原則、必要ありません。

新市名は国が告示して全国に知らせるため、国・県・市町村などの公共団体に関する住所の変更手続きは原則として不要ですが、なかには必要となるものもあります。

皆さんの生活に関係が深いと思われる手続きを中心にお知らせしますので、参考にしてください。

■市役所（現役場）に関係すること

※表中の「お問い合わせ先」は、１１月１日現在のものです。
小坂井町役場☎0533-78-2111（代表）、 豊川市役所☎0533-89-2111（代表）

	項　目	要･不要	合併に伴う手続きの有無について	お問い合わせ先
住民登録	住民票・戸籍・戸籍の附票	不要	手続きの必要はありません。 市役所において新しい住所・本籍（小坂井町に本籍のある方に限ります）に書き換えます。	小坂井町住民環境課 ☎78-4068 豊川市健康福祉部 市民課　☎89-2136 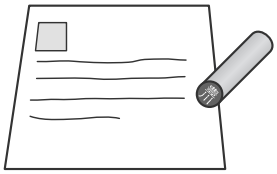
	印鑑登録証	要	印鑑登録証（小坂井町）は、合併後も平成23年2月28日まではそのまま使用できますが、その間に特例の新規登録が必要です。 実印、旧印鑑登録証、身分を証明する書類（運転免許証または健康保険証）を持参してください。	
	外国人登録証明書	不要	手続きの必要はありません。 合併後、ご来庁の際に変更の記載をします。	
	住民基本台帳カード			
国民年金	年金手帳 （国民年金、厚生年金、共済年金加入者）	不要	国（社会保険業務センター）が一括更新するため、手続きは必要ありません。 また、年金手帳の住所欄についても、平成9年からの基礎年金番号導入に伴い記入不要となりましたので、変更手続きはいりません。	小坂井町保険年金課 ☎78-4573 豊川市健康福祉部 保険年金課　☎89-2177
国民健康保険	国民健康保険被保険者証	不要	手続きの必要はありません。 新しい被保険者証等は平成22年1月中旬に郵送します。 小坂井町で発行された被保険者証等は、2月1日以降は使用できませんので、2月1日になりましたら、豊川市役所又は現小坂井町役場に返却してください。 2月1日以降に医療機関で受診される場合は、新しい被保険者証等を必ず提示してください。	小坂井町保険年金課 ☎78-4573 豊川市健康福祉部 保険年金課　☎89-2135
	国民健康保険 限度額適用認定証			
	国民健康保険 標準負担額減額認定証			
	国民健康保険限度額適用・標準負担額認定証			
	国民健康保険 特定疾病療養受療証			
	国民健康保険高齢受給者証			
	国民健康保険 被保険者資格証明書			

	項　目	要・不要	合併に伴う手続きの有無について	お問い合わせ先
後期高齢者医療	後期高齢者医療被保険者証	不要	手続きの必要はありません。 新しい被保険者証は平成22年1月下旬に郵送します。 住所が宝飯郡小坂井町となっています被保険者証等は、2月1日以降は使用できませんので、2月1日になりましたら、豊川市役所又は現小坂井町役場に返却してください。 2月1日以降に医療機関で受診される場合は、新しい被保険者証を必ず提示してください。 限度額適用・標準負担額減額適用認定証と後期高齢者医療特定疾病療養受療証については、平成22年2月上旬以降に郵送します。	 小坂井町保険年金課 ☎78-4573 豊川市健康福祉部 保険年金課　☎89-2164
	後期高齢者医療 限度額適用・標準負担額減額適用認定証			
	後期高齢者特定疾病療養受療証			
福祉医療	後期高齢者福祉医療費受給者証	不要	手続きの必要はありません。 新しい受給者証等は平成22年1月下旬に郵送します。 小坂井町で発行された受給者証等は2月1日からは使用できませんので、2月1日になりましたら、豊川市役所又は現小坂井町役場に返却してください。	
	子ども医療費受給者証			
	障害者医療費受給者証			
	母子家庭等医療費受給者証			
	精神障害者医療費受給者証			
障害者手帳	身体障害者手帳	不要	手続きの必要はありません。 合併後、ご来庁の際に手帳をご持参いただければ、住所変更手続きを行います。	小坂井町健康福祉課 ☎78-2115 豊川市健康福祉部 福祉課　☎89-2131 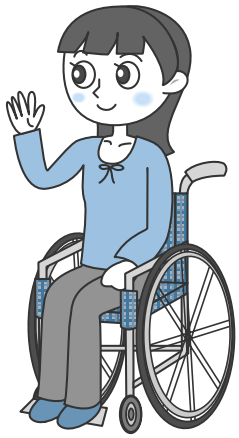
	療育手帳			
	精神障害者保健福祉手帳			
障害者福祉	障害福祉サービス受給者証		手続きの必要はありません。 現在のものでも使用できます。なお、受給者証等は、合併後新しいものを送付します。	
	地域生活支援事業受給者証			
	愛知県在宅重度障害者手当（住所）変更届		手続きの必要はありません。 市役所が県へ住所の変更を届出ます。	
	自立支援医療受給者証（精神通院）等記載事項変更届		手続きの必要はありません。 現在のものでも使用できます。	
	特別児童扶養手当（住所）変更届		手続きの必要はありません。 市役所において新しい住所に変更します。なお、証書の住所変更については、後日個別にご案内します。	
児童福祉	児童手当（住所）変更届	不要	手続きの必要はありません。 市役所において新しい住所に変更します。	小坂井町健康福祉課 ☎78-2115 豊川市健康福祉部 子ども課　☎89-2133

	項　目	要・不要	合併に伴う手続きの有無について	お問い合わせ先
母子福祉	母子健康手帳	不要	手続きの必要はありません。 現在のものでも 使用できます。	小坂井町保健センター ☎72-2410 豊川市健康福祉部 保健センター　☎89-0610
	健康手帳			
	妊婦健康診査受診票			
	乳児健康診査受診票			
	児童扶養手当証書	不要	手続きの必要はありません。 合併後、新しい証書を送付します。現在お持ちの証書は合併後速やかに豊川市役所又は現小坂井町役場に返還してください。	小坂井町健康福祉課 ☎78-2115 豊川市健康福祉部 子ども課　☎89-2133 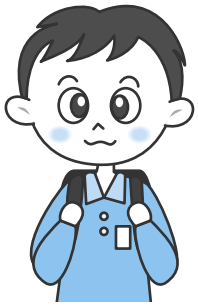
	児童扶養手当（住所）変更届		手続きの必要はありません。 市役所において新しい住所に変更します。	
	愛知県遺児手当（住所）変更届		手続きの必要はありません。 市役所が県へ住所の変更を届出ます。	
	町遺児等の育成手当支給事項変更届		手続きの必要はありません。 市役所において新しい住所に変更します。	
介護保険	介護保険被保険者証	不要	手続きの必要はありません。 新しい被保険者証等は平成22年1月下旬に郵送します。小坂井町で発行された被保険者証等は、2月1日からは使用できませんので、2月1日になりましたら、同封の返信用封筒で返却してください。 2月1日以降は、新しい被保険者証等を必ずサービス事業者等に提示してください。	小坂井町保険年金課 ☎78-4573 豊川市健康福祉部 介護高齢課　☎89-2173
	介護保険負担限度額認定証			
	介護保険特定負担限度額認定証			
	介護保険利用者負担額減額・免除等認定証			
	訪問介護利用者負担額減額認定証			
	社会福祉法人等利用者負担軽減確認証			
犬	犬の飼い主の住所変更	不要	手続きの必要はありません。	小坂井町住民環境課 ☎78-2114 豊川市生活活性部 環境対策課　☎89-2141
農業	農業者年金の被保険者・受給者	不要	手続きの必要はありません。 農業委員会で変更します。なお、お手持ちの農業者年金証書は、手続きを行わなくても有効です。	小坂井町農業委員会 ☎78-4571 豊川市農業委員会 ☎89-2138
図書	図書室貸出券 図書館利用者カード	不要	手続きの必要はありません。	小坂井町中央公民館 ☎72-2165 豊川市教育委員会 中央図書館　☎85-5536

	項　目	要・不要	合併に伴う手続きの有無について	お問い合わせ先
保育所・学校	保育所・学校等への住所変更手続き	不要	豊川市・小坂井町内にある保育園、小中学校、専門学校及び県立高等学校については、住所変更の手続きは必要ありません。 ただし、国立・私立の学校、幼稚園については、それぞれ国立・私立の学校、幼稚園窓口へお問い合わせください。	【保育所】 小坂井町健康福祉課 ☎78-2115 豊川市健康福祉部 子ども課　☎89-2133 【学校】 小坂井町教育委員会 教育課　☎78-4577 豊川市教育委員会 学校教育課　☎88-8033
原付等	原動機付自転車（125cc以下）、小型特殊自動車（農耕作業用等）の標識交付証明書及び標識（ナンバープレート）	不要	手続きの必要はありません。 現在の標識をそのまま利用してください。	小坂井町税務課 ☎78-2113 豊川市総務部 市民税課　☎89-2129
税	法人市民税にかかる法人の異動（変更）届出書	不要	手続きの必要はありません。	
	市県民税にかかる特別徴収義務者所在地・名称等変更届出書			
消防	危険物取扱者免状、消防設備士免状	不要	手続きの必要はありません。	豊川市消防本部予防課 ☎89-9684 ☎89-9685
口座振替	口座引落登録（税金、保険料、水道料金、下水道使用料等）	不要	手続きの必要はありません。	小坂井町・豊川市 各担当課
その他	認可地縁団体登録事項の変更	不要	手続きの必要はありません。	小坂井町総務課 ☎78-2111 豊川市生活活性部 生活活性課　☎89-2165
	認可地縁団体の規約等の変更	要	区域等の住所表示の変更、規約の条項中の「小坂井町長」を「豊川市長」への変更が必要ですので、規約変更の届出をしてください。	

■国や県などの公共的機関に関係すること

項　目	要・不要	合併に伴う手続きの有無について	お問い合わせ先
（土地・建物登記簿） 不動産の所在	不要	手続きの必要はありません。 法務局で順次変更します。	名古屋法務局豊川出張所 ☎86-2097 ※豊川出張所管轄外の不動産については、その不動産所在地を管轄する法務局 ※会社・法人については、本店・支店の所在地を管轄する法務局
（土地・建物登記簿） 不動産所有者・抵当権者、仮登記権利者などの住所	不要	住所変更の手続きは必要ありません。 旧住所を新住所として読み替える「みなし規定」により、登記簿上の変更は行いません。ただし、住所変更を希望される方は、登記申請書に新市で発行する住所表示変更証明書を添付して変更登記をすることができます。なお、その際の登録免許税は必要ありません。	
（商業・法人登記簿） 会社等の本店及び支店の所在地並びに役員等の住所	不要	会社（法人）の本店（主たる事務所）及び支店（従たる事務所）の所在地並びに役員等の住所の変更手続きは必要ありません。法務局で順次変更します。	

項　　目	要･不要	合併に伴う手続きの有無について	お問い合わせ先
自動車運転免許証の本籍・住所	不要	手続きの必要はありません。 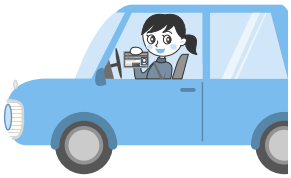	豊川警察署交通課 ☎89-0110 又は東三河運転免許センター ☎85-7181
自動車保管場所証明書・標章番号通知の住所	不要	手続きの必要はありません。 豊川市では、軽自動車の保管場所届出が必要ですが、合併後もしばらくは届出の必要はありません。	豊川警察署交通課 ☎89-0110
通行禁止道路通行許可証、駐車許可証等各種許可証の住所変更	不要	手続きの必要はありません。	
古物営業許可証、風俗営業許可証	**要**	講習会申し込みなど来署する機会があれば早期に手続きをしてください。 合併後の新住所がわかる書類等が書き換えのときに必要です。書き換えの費用は無料です。	豊川警察署生活安全課 ☎89-0110
警備員指導教育責任者資格者証、機械警備業務管理者資格者証、警備員検定合格証	**原則不要**	手続きの必要はありません。 証明書等として利用される場合は、新市で発行する住所表示変更証明書により変更手続きをしてください。書き換えの費用は無料です。	
鉄砲刀剣類所持許可証	**要**	更新時あるいは来署する機会があれば早期に手続きをしてください。 合併後の新住所がわかる書類等が書き換えのときに必要です。書き換えの費用は無料です。	
国民年金・厚生年金保険、船員保険の手帳又は証書の住所変更	不要	手続きの必要はありません。 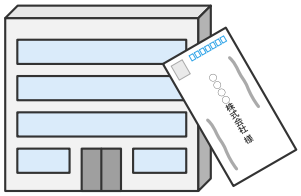	豊川社会保険事務所 国民年金加入者：国民年金課 ☎89-4046 厚生年金加入者：適用課 ☎89-4043 国民年金・厚生年金受給者：ねんきんダイヤル ☎0570-05-1165 IP 電話・PHS は ☎03-6700-1165
会社・事務所の住所変更			
全国健康保険協会管掌健康保険被保険者証の住所変更	不要	手続きの必要はありません。 保険証の交換はありませんので、お持ちの保険証を引き続きご使用ください。	全国健康保険協会 愛知支部 ☎052-979-5192

項　　目	要・不要	合併に伴う手続きの有無について	お問い合わせ先
食品営業の許可	不要	手続きの必要はありません。	豊川保健所 ☎86-3188
クリーニング所・美容所・理容所の届出			
興行場営業・旅館業の許可			
病院・診療所・歯科診療所の許可			
薬局・医薬品販売業の許可			
酒類販売業免許の販売場及び住所・所在地の変更	不要	手続きの必要はありません。	豊橋税務署 ☎0532-52-6201
旅券（パスポート）の変更	不要	住所変更の手続きは必要ありません。なお、旅券最終ページの「所持人記入欄」の住所はご自身で訂正してください。	東三河県民生活プラザ ☎0532-55-2620
旅券（パスポート）の申請	不要	旅券取得のために申請時６ヶ月以内に取得した戸籍謄（抄）本は、合併前のものでも使用できます。ただし、氏名等記載内容に変更のある場合は、変更後のものを取得してください。	
郵便局の金融に関わるもの（郵便貯金通帳等）	不要	手続きの必要はありません。 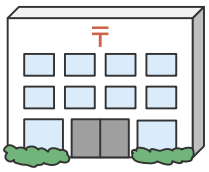	お近くの郵便局又は小坂井郵便局 ☎72-2911
郵便局の保険に関わるもの（簡易保険等）			
電話帳に掲載されている住所	不要	手続きの必要はありません。	西日本電信電話株式会社 ☎（局番なし）116
加入電話に関する契約			
たばこの小売販売許可証の営業所の住所変更	不要	手続きの必要はありません。	財務省東海財務局理財課 ☎052-951-2546
電気使用者の住所	不要	手続きの必要はありません。	中部電力（株）豊川営業所 ☎0120-985-632
NHK 受信料	不要	手続きの必要はありません。	NHK 豊橋支局 ☎0532-55-1123

■住所表示変更証明書について

住所表示の変更手続きが必要な場合、合併による住所表示の変更内容を証明する市長の証明書の添付を求められる場合があります。この証明書については、合併日の平成 22 年２月１日以降に新市（支所など）において発行できるように準備しています。（手数料は無料です。）

編集・発行● **豊川市・小坂井町合併協議会事務局**
〒442-8601　豊川市諏訪一丁目１番地（豊川市役所内）　☎0533-89-2238　FAX0533-89-2125
URL:http://www.tk-gappeikyo.jp/　　E-mail:info@tk-gappeikyo.jp